

# 給付調整モデル(「ものさし」の問題) 1.

## 介護保険制度

利用申請より先に要介護認定が必要である。  
要介護認定により受給量に「枠(上限)」が設定される。  
「抽象的 / 要介護度基準・第三者型」の給付判定システムである。  
給付抑制メカニズムとして応益負担がもちいられている。

## 支援費制度

利用者が希望を申請するところから開始される。  
サービス受給量の「枠(上限)」はない。  
「具体的 / 生活支援の必要度基準・当事者参加型」の給付判定システムである。  
給付抑制には働きにくい応能負担の制度となっている。

## 第三者判定モデルと交渉決定モデル

給付調整モデル	第三者判定モデル	交渉決定モデル
分配のイニシアティブ	供給側 (supply side)	需要側 (demand side)
支配的な調整原理	適格性 (eligibility)	折衝 (negotiation)
給付調整の在り方	抽象的 / 要介護度基準・第三者判断型	具体的 / 生活必要度基準・当事者参加型
現実の制度	介護保険制度	支援費制度

# 給付調整モデル(「ものさし」の問題) 2.

## 障害者自立支援法

### 交渉決定モデルに障害程度区分と市町村審査会というしくみを組み込んだ「折衷構造」

利用者が希望を申請するところから開始されるが、障害程度区分の判定はうけなくてはならず、一定の障害程度区分に該当する者しか支給申請できないサービスがある。サービス受給量の「枠(上限)」はないが、障害程度区分により、国庫負担基準が決められ、間接的なコントロールをうける。

「抽象的 / 要介護度基準・第三者判断型」の給付判定と「具体的 / 生活支援の必要度基準・当事者参加型」の給付判定というふたつのプロセスが組み合わされている。給付抑制に働きやすい応益(定率)負担の制度が、複雑な減免制度で補完されている。

支援費制度に給付コントロールのメカニズムをビルトイン

+

将来の介護保険との統合に向けての制度の整合性確保

強力な給付抑制と利用制約が生じる懸念